

静岡県告示第242号

静岡県リサイクル製品利用推進要綱（平成17年静岡県告示第1170号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>この要綱において「リサイクル製品」とは、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物をそのままに、又は原材料として製造若しくは加工されたものをいう。</u></p> <p>第3 認定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の認定を受けようとする者は、別に定める募集期間内に、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 認定は、原則として毎年度2回行うこととし、その時期は別に定める。</p> <p>第6 認定期間等</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「<u>廃棄物</u>」とは、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する廃棄物をいう。</u></p> <p>(2) この要綱において「リサイクル製品」とは、<u>廃棄物又は廃棄物であった物をそのままに、又は原材料として製造若しくは加工されたものをいう。</u></p> <p>第3 認定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者は、(1)の認定を受けることができない。</u></p> <p>(3) (1)の認定を受けようとする者は、<u>別に募集要項で定める募集期間内に、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 認定は、原則として毎年度2回行うこととし、その時期は<u>別に募集要項で定める。</u></p> <p>第6 認定期間等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>(2)の更新の申請があった場合において、認定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p>(4) (3)の場合において、<u>認定の更新がなされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するも</u></p>

(3) (略)

第7 変更の届出

認定事業者（第6の規定により更新された者を含む。以下同じ。）は、認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

第8 認定の取下げ

認定事業者は、認定製品の製造又は加工を終了したとき若しくは認定継続の意思を失ったときは、遅滞なく、様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

第9 認定の取消し

(1) 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

ア 認定製品が第5に定める要件に適合しなくなったとき

イ 認定事業者が第7の規定による届出をしなかったとき

ウ その他知事が認定を取り消す必要があると認めたとき

(2)・(3) (略)

第13 認定事業者の責務

(1) 認定事業者は、認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を確認するため、必要な試験又は検査を実施して知事に報告するとともに、関係書類を3年間保存しなければならない。

(2) 認定事業者は、毎年4月30日までに前年度

のとする。

(5) (略)

第7 認定の取下げ

認定事業者（第6の規定により更新された者を含む。以下同じ。）は、次のいずれかに該当したときは、遅滞なく、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 認定製品の製造若しくは加工場所の変更、用途の変更又は使用廃棄物の使用量、割合若しくは種類の変更を行おうとするとき

(2) 認定製品の製造若しくは加工を終了したとき又は認定継続の意思を失ったとき

第8 変更の届出

認定事業者は、第7(1)に規定する変更以外の申請事項の変更をしたときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

第9 認定の取消し

(1) 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

ア 認定事業者が第3(2)に該当するに至ったとき

イ 認定製品が第5に定める要件に適合しなくなったとき

ウ 認定事業者が第7(1)又は第8の規定による届出をしなかったとき

エ その他知事が認定を取り消す必要があると認めたとき

(2)・(3) (略)

第13 認定事業者の責務

(1) 認定事業者は、認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を自己点検し、その結果を様式第7号により知事に報告するとともに、関係書類を3年間保存しなければならない。

(2) 認定事業者は、前年度の認定製品の販売実

の認定製品の販売実績を様式第7号により知事に報告しなければならない。

(3) (略)

別表 静岡県リサイクル認定製品認定基準

区 分	認定基準等
安全性への配慮	1 (略) 2 土壌汚染の未然防止のため、土壌に溶出する可能性のあるものについては、次の基準等に適合していること (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準 (2) (略) 3 (略)
規格等	次のいずれかの規格等に適合していること 1 J I S 規格 ^{*3} 2 J A S 規格 ^{*4} 3 エコマーク認定基準 ^{*5} （再生資源使用割合を除く。） 4 静岡県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等 5 <u>上記規格等がないものは、上記規格等に準じていること</u> 6 その他知事が適当と認めるもの
廃棄物使用割合	(略)

績を様式第8号により知事に報告しなければならない。

(3) (1)及び(2)の規定による報告は、毎年4月30日までに行わなければならない。ただし、新たに認定を受けた認定製品に係る報告は、認定を受けた年度の翌々年度から行うものとする。

(4) (略)

別表 静岡県リサイクル認定製品認定基準

区 分	認定基準等
安全性への配慮	1 (略) 2 土壌汚染の未然防止のため、土壌に溶出する可能性のあるもの ^{*3} については、次の基準等に適合していること (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準 <u>(土壌溶出基準)</u> (2) (略) 3 (略)
規格等	次のいずれかの規格等に適合していること 1 J I S 規格 ^{*4} 2 J A S 規格 ^{*5} 3 エコマーク認定基準 ^{*6} （再生資源使用割合を除く。） 4 静岡県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等 5 その他知事が適当と認めるもの
廃棄物等使用割合	(略)

その他	(略)
-----	-----

* 1 (略)

* 2 (略)

* 3 (略)

* 4 (略)

* 5 「エコマーク商品認定基準」とは、財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準をいう。

様式第 1 号 (第 3 関係)

(略)

次のとおり静岡県リサイクル認定製品の認定を受けたいので、静岡県リサイクル製品利用推進要綱第 3 (2) の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	(略)	
2	(略)	
3	(略)	
4	(略)	
5	販売場所	
6	(略)	
7	(略)	

8 製造所・加工所について

(1)所在地	
(2)名称	
(3)適用される環境関連法令等の有無	
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無
イ ダイオキシン類対策特別措置法	有・無
ウ 大気汚染防止法	有・無
エ 悪臭防止法	有・無
オ 騒音規制法	有・無

その他	(略)
-----	-----

* 1 (略)

* 2 (略)

* 3 「土壌に溶出する可能性のあるもの」とは、屋外使用の製品のことをいう。ただし、新たに環境を悪化させる土壌への溶出の可能性がない自然由来の製品は除く。

* 4 (略)

* 5 (略)

* 6 「エコマーク商品認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準をいう。

様式第 1 号 (第 3 関係)

(略)

次のとおり静岡県リサイクル認定製品の認定を受けたいので、静岡県リサイクル製品利用推進要綱第 3 (3) の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	(略)	
2	(略)	
3	(略)	
4	(略)	
5	販売地域	
6	(略)	
7	(略)	

8 製造所・加工所について

(1)名称	
(2)所在地	
(3)環境関連法令等の適合状況	
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	適合・非該当
イ ダイオキシン類対策特別措置法	適合・非該当
ウ 大気汚染防止法	適合・非該当
エ 悪臭防止法	適合・非該当
オ 騒音規制法	適合・非該当

カ 振動規制法	有・無
キ 水質汚濁防止法	有・無
ク 静岡県生活環境の保全等に関する条例	有・無
ケ その他 ()	

9 製品の安全性への配慮

(1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の原材料としての使用の有無	有・無
(2) 土壌の汚染に係る環境基準への適合	適合・不適合
(3) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく土壌のダイオキシン類汚染に係る環境基準への適合	適合・不適合

10 規格取得等の状況

(1) J I S規格	有 (番号) ・無
(2) J A S規格	有 (番号) ・無
(3) エコマーク認定基準	有 (番号) ・無
(4) 静岡県の各部署が定める工事共通仕様書等に示す規格等	有 () ・無
(5) 上記規格等がないものは、上記規格等に準じていること	有 (番号) ・無
(6) その他	有 (番号) ・無

11 製品の原材料となる廃棄物の状況

名称	発生場所	使用割合	左記の適用基準等

カ 振動規制法	適合・非該当
キ 水質汚濁防止法	適合・非該当
ク 静岡県生活環境の保全等に関する条例	適合・非該当
ケ その他 ()	

9 安全性への適合状況

(1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと	使用なし
(2) 土壌の汚染に係る環境基準に適合していること	適合・非該当
(3) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく土壌のダイオキシン類汚染に係る環境基準に適合していること	適合・非該当

10 適用した規格等への適合状況

適用した規格	適用した規格の名称
<input type="checkbox"/> (1) J I S規格	
<input type="checkbox"/> (2) J A S規格	
<input type="checkbox"/> (3) エコマーク認定基準	
<input type="checkbox"/> (4) 静岡県の各部署が定める工事共通仕様書等に示す規格等	
<input type="checkbox"/> (5) その他	

11 原材料廃棄物等使用割合の適合状況

名称	発生場所	使用割合	適用した規格とその名称

12	事業所における環境保全対策の状況 (ISOの取得状況等)		
13	その他参考事項 (製品の特徴、アピールしたい事項等)		

添付資料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 「静岡県リサイクル認定製品認定基準」に適合していることを証する書類 (別表安全性への配慮の項2 (1) 及び (2) (イに掲げるリサイクル製品に該当する場合に限る。) に規定する環境基準への適合の証明にあっては別に定める書類。)
- 4 (略)
- 5 その他上記記載事項を証する書類

様式第2号 (第3関係)

(略)

静岡県リサイクル製品利用推進要綱第3 (3)の規定により、静岡県リサイクル認定製品として認定を受けた製品であることを証する。

認定番号	
製品名	
原材料となる再生資源名	
認定期間	年 月 日から 年

12	製品の概要と特徴		
13	その他参考事項 (ISO、新技術・新工法、NETIS等の取得状況)		

添付資料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 「静岡県リサイクル認定製品認定基準」に適合していることを証する書類 (別表安全性への配慮の項2 (1) 及び (2) (イに掲げるリサイクル製品に該当する場合に限る。) に規定する環境基準への適合の証明にあっては別に要領で定める書類。)
- 4 (略)
- 5 申請者の適格性に係る誓約書
- 6 その他上記記載事項を証する書類

様式第2号 (第3関係)

(略)

静岡県リサイクル製品利用推進要綱第3 (4)の規定により、静岡県リサイクル認定製品として認定を受けた製品であることを証する。

認定番号	
品目名	
製品名 (用途)	
原材料となる廃棄物等	
認定期間	年 月 日から 年

	月 日まで
製造所又は加工所の名称及び所在地	
留意事項	<p>1 <u>認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に届出書を提出すること。</u></p> <p>2 <u>認定製品の製造を終了したとき又は認定継続の意思を失ったときは、遅滞なく、届出書を提出すること。</u></p> <p>3 <u>認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を確認するため、試験又は検査を実施するとともに関係書類を3年間保存すること。</u></p> <p>4 <u>認定事業者は、毎年4月30日までに前年度の認定製品の販売実績を報告すること。</u></p>

様式第3号（第6関係）

（略）

1	（略）	
2	（略）	
3	（略）	
4	認定年月日	
5	（略）	
6	（略）	

	月 日まで
製造所又は加工所の名称及び所在地	
留意事項	<p>1 <u>要綱第7（認定の取下げ）に該当したときは、遅滞なく、届出書を提出すること。</u></p> <p>2 <u>要綱第8（変更の届出）に該当したときは、当該変更が生じた日から30日以内に届出書を提出すること。</u></p> <p>3 <u>認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を確認するため、自己点検を実施するとともに関係書類を3年間保存すること。（要綱第13）</u></p> <p>4 <u>認定事業者は、適合状況等報告書及び販売実績報告書を毎年4月30日までに知事に提出すること。（要綱第13）</u></p>

（裏面）

特記事項

様式第3号（第6関係）

（略）

1	（略）	
2	（略）	
3	（略）	
4	認定期間	<u>年 月 日から 年 月 日まで</u>
5	（略）	
6	（略）	

7	販売場所	
8	(略)	
9	(略)	
10 製造所・加工所について		
(1)所在地		
(2)名称		
(3)適用される環境関連法令等の有無		
ア	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無
イ	ダイオキシン類対策特別措置法	有・無
ウ	大気汚染防止法	有・無
エ	悪臭防止法	有・無
オ	騒音規制法	有・無
カ	振動規制法	有・無
キ	水質汚濁防止法	有・無
ク	静岡県生活環境の保全等に関する条例	有・無
ケ	その他 ()	
11 製品の安全性への配慮		
(1)	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の原材料としての使用の有無	有・無
(2)	土壌の汚染に係る環境基準への適合	適合・不適合
(3)	ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく土壌のダイオキシン類汚染に係る環境基準への適合	適合・不適合
12 規格取得等の状況		
(1)	J I S規格	有(番号)・無
(2)	J A S規格	有(番号)・無

7	販売地域	
8	(略)	
9	(略)	
10 製造所・加工所について		
(1)名称		
(2)所在地		
(3)環境関連法令等の適合状況		
ア	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	適合・非該当
イ	ダイオキシン類対策特別措置法	適合・非該当
ウ	大気汚染防止法	適合・非該当
エ	悪臭防止法	適合・非該当
オ	騒音規制法	適合・非該当
カ	振動規制法	適合・非該当
キ	水質汚濁防止法	適合・非該当
ク	静岡県生活環境の保全等に関する条例	適合・非該当
ケ	その他 ()	
11 安全性への適合状況		
(1)	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと	使用なし
(2)	土壌の汚染に係る環境基準に適合していること	適合・非該当
(3)	ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく土壌のダイオキシン類汚染に係る環境基準に適合していること	適合・非該当
12 適用した規格等への適合状況		
	適用した規格	適用した規格の名称
<input type="checkbox"/>	(1) J I S規格	
<input type="checkbox"/>	(2) J A S規格	

(3) エコマーク認定基準	有 (番号) ・無
(4) 静岡県の各部署が定める工事共通仕様書等に示す規格等	有 () ・無
(5) 上記規格等がないものは、上記規格等に準じていること	有 (番号) ・無
(6) その他	有 (番号) ・無

13 製品の原材料となる廃棄物の状況			
名称	発生場所	使用割合	左記の適用基準等
14 事業所における環境保全対策の状況 (ISOの取得状況等)			
15 その他参考事項 (製品の特徴、アピールしたい事項等)			

添付資料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 「静岡県リサイクル認定製品認定基準」に適合していることを証する書類 (別表安全性への配慮の項2 (1) 及び (2) (イに掲げるリサイクル製品に該当する場合に限る。)) に規定する環境基準への適合の証明にあつては別に定める書類。)

<input type="checkbox"/> (3) エコマーク認定基準	
<input type="checkbox"/> (4) 静岡県の各部署が定める工事共通仕様書等に示す規格等	
<input type="checkbox"/> (5) その他	

13 原材料廃棄物等使用割合の適合状況			
名称	発生場所	使用割合	適用した規格とその名称
14 製品の概要と特徴			
15 その他参考事項 (ISO、新技術・新工法、NETIS等の取得状況)			

添付資料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 「静岡県リサイクル認定製品認定基準」に適合していることを証する書類 (別表安全性への配慮の項2 (1) 及び (2) (イに掲げるリサイクル製品に該当する場合に限る。)) に規定する環境基準への適合の証明にあつては別に要領で定める書類。)

4 (略)

5 その他上記記載事項を証する書類

6 認定証

様式第4号(第7関係)

(略)

静岡県リサイクル認定製品変更届出書

次のとおり静岡県リサイクル認定製品の認定内容の変更をしたので、静岡県リサイクル製品利用推進要綱第7の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 製品名		
2 認定番号		
3 認定年月日		
4 変更内容	変更前	変更後

添付資料：変更の内容がわかる資料等

様式第5号(第8関係)

(略)

静岡県リサイクル認定製品認定取下げ届出書

次のとおり静岡県リサイクル認定製品の認定の取下げをしたいので、静岡県リサイクル製品利用推進要綱第8の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 製品名		
2 認定番号		
3 取下げ理由		
4 既製造品等の措置予定		

4 (略)

5 申請者の適格性に係る誓約書

6 その他上記記載事項を証する書類

7 認定証

様式第4号(第7関係)

(略)

静岡県リサイクル認定製品認定取下げ届出書

次のとおり静岡県リサイクル認定製品の認定の取下げをしたいので、静岡県リサイクル製品利用推進要綱第7の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 認定番号	
2 製品名	
3 取下げ理由	
4 既製造品等の措置予定	

添付資料：認定証

様式第5号(第8関係)

(略)

静岡県リサイクル認定製品変更届出書

次のとおり静岡県リサイクル認定製品の認定内容の変更をしたので、静岡県リサイクル製品利用推進要綱第8の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 認定番号		
2 製品名		
3 認定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 変更年月日		
5 変更内容	変更前	変更後

添付資料：認定証

様式第6号（第10関係）（略）

添付資料：変更の内容がわかる資料等

様式第6号（第10関係）（略）

様式第7号（第13関係）

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

報告者 住所（法人にあつては、
その主たる事務所
の所在地）

氏名（法人にあつては、
その名称及び代表
者の氏名） ⑩

電話番号

静岡県リサイクル認定製品認定基準

適合状況等報告書

静岡県リサイクル認定製品の認定基準等への適合状況について、静岡県リサイクル製品利用推進要綱第13(1)の規定により、次のとおり報告します。

認定番号	
製品名	

1 安全性への配慮

①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原材料として使用していない。	<input type="checkbox"/> 使用なし <input type="checkbox"/> 使用あり
---	---	--

②	<p>環境基本法の規定に基づく <u>土壤の汚染に係る環境基準 に適合している。（土壤溶 出基準に適合）</u></p> <p>【該当製品】屋外で使用する製品 <u>※屋外使用の製品のうち、出元が証明できる 自然由来の原料（間伐材等）を使用している もの及び屋内で使用する製品は除く。</u></p>	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 非該当
③	<p><u>ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準に適合している。</u></p> <p>【該当製品】次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原材料に廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥、燃え殻、ばいじんを使用したもの</u> ・<u>燃焼、炭化等の工程を経たもの</u> ・<u>その他知事が必要と認めるもの</u> 	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 非該当

2 規格等

①	<p>次のいずれかの規格等に適合している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S 規格 ・ J A S 規格 ・ エコマーク認定基準 ・ 静岡県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等 ・ その他知事が適当と認めるもの 	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
---	--	---

3 廃棄物等使用割合

①	<p>次の使用割合を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコマーク対象商品種類の品目にあつては、当該商品類型認定基準等に定められた再生材等使用割合 ・ 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針に定める特定調達品目にあつては、当該品目の判断基準及び配慮事項に記載された再生材等使用割合 ・ その他知事が認める使用割合 	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
---	--	---

様式第7号（第13関係）

（略）

次のとおり静岡県リサイクル製品利用推進要綱第13(2)の規定により、年 月 日から 年 3月31日までの静岡県リサイクル認定製品の販売実績を報告します。

1	製品名		
2	認定番号		
3	認定年月日		
4	（略）	(1)販売数量	
		(2)販売額	

様式第8号（第13関係）

（略）

次のとおり静岡県リサイクル製品利用推進要綱第13(2)の規定により、年 4月1日から 年 3月31日までの静岡県リサイクル認定製品の販売実績を報告します。

1	認定番号		
2	製品名		
3	認定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4	（略）	(1)販売数量	トン※
		(2)販売額	円
うち、公共工事販売実績（「公共」：国、都道府県、市町村）			
	(1)販売数量	トン※	
	(2)販売額	円	
うち、静岡県発注工事販売実績			
	(1)販売数量	トン※	
	(2)販売額	円	

※トンで記載できない場合は立米やリットル等の単位を御記入ください。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。